

	法定休暇	休暇について	法律
1	年次有給休暇	賃金の支払いを受けられる休暇。出勤率 8 割以上の場合、1 年に 1 回付与されます。 在籍期間・週所定労働時間により付与日数が異なります。	労働基準法第 39 条
2	産前産後休業	産前 6 週間（双子以上は 14 週間）、産後 8 週間の休業。 産前休業は本人の申し出によりますが、産後休業は請求の有無にかかわらず必ず休業となります。 ただし、産後 6 週間経過後、本人が請求した場合には、医師が支障ないと認めた業務に就くことができます。	労働基準法第 65 条 第 1 項、第 2 項
3	生理休暇	生理日に働くことが困難な女性が取得する休暇。 「月〇回」など日数制限を設けることはできません。半日単位、時間単位での請求も可能です。	労働基準法第 68 条
4	育児休業	子（1 歳の誕生日前日まで）の育児の為の休業。 保育所に入所が出来ないなどの事情があれば、最長 2 歳まで延長が可能です。	育児介護休業法 第 5 条～第 10 条
5	介護休業	家族の介護の為の休業。 家族 1 人につき、合計 93 日（3 分割まで）取得できます。仕事と介護の両立のための仕組みづくり期間等として、活用して頂けます。	育児介護休業法 第 11 条～第 16 条
6	子の看護休暇	小学校入学前の子の看護の為の休暇。 子 1 人で年 5 日まで、2 人以上で 10 日まで 1 日単位または、時間単位での請求も可能です。	育児介護休業法 第 16 条の 2～第 16 条 の 4
7	介護休暇	要介護状態の家族の介護の為の休暇。 家族 1 人で年 5 日まで、2 人以上で 10 日まで、1 日単位または時間単位での請求も可能です。通院の付き添い、ケアマネジャーとの定期的な打ち合わせにも活用できます。	育児介護休業法 第 16 条の 5～第 16 条の 7